

はじめに

被保険者のみなさまへ

2023 年 10 月
サーラグループ健康保険組合

健康保険 被扶養者(ご家族)の扶養状況調査について

サーラグループ健康保険組合では、厚生労働省の指導に基づき毎年、被扶養者の扶養状況の確認(検認)を実施しています。これは、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、被扶養者として認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを再確認するものです。本年度は被扶養者のいる被保険者全員を対象に実施します。

本調査は、皆様の大切な保険料を公正に運用するために不可欠となりますのでご理解とご協力をお願いします。

調査対象者

健康保険の被扶養者(ご家族)がいる被保険者

※2023 年 6 月 1 日以降に認定された被扶養者は、今回の調査より除く。

提出書類

(1)健康保険被扶養者現況届 … 現況届が配付された方は**全員**ご提出ください。

(P.3「現況届 記入例」参照)

(2)必要書類 … 被扶養者ごとに必要な書類をご提出ください。(P.4「提出書類」参照)

提出期限

2023 年 11 月 10 日(金)

※期日までにご提出いただけない場合、健康保険法施行規則第 50 条 9 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者削除となりますので、ご注意ください。

提出先

各社総務・人事

※任意継続被保険者(記号 9100)の皆様は、同封の返信用封筒にて直接、サーラグループ健康保険組合へご提出ください。

注意事項

- ・認定基準(P.2「被扶養者の認定基準」参照)を満たしていない方は、扶養削除の手続き(「健康保険被扶養者(異動)届」「被保険者証」を会社等に提出)を行っていただきます。その場合、事由発生日に遡って扶養削除となります。
- ・また、今後、被扶養者が認定基準を満たさなくなった場合、速やか(原則、事由発生から 5 日以内)に扶養削除の手続きを行ってください。
- ・扶養削除となった場合、再度扶養認定を受けるためには、「健康保険被扶養者(異動)届」に被保険者が扶養している事実を証する書面を整えて提出していただく必要があります。

その他

- ・個人情報の取得目的および取扱いは、次のとおりです。
 - a. 今回の検認で提出いただく書類等は、被扶養者の再確認にのみ使用し他に転用することはありません。
 - b. 提出された書類等は、当健康保険組合が責任をもって厳重に保管、廃棄します。なお、提出された書類等は返却できませんので、ご了承ください。

被扶養者の認定基準

認定基準の詳細は、『サーラグループ健康保険組合ホームページ』にてご確認ください。



トップページ⇒「被扶養者認定について」

『サーラグループ健康保険組合ホームページ』より抜粋

被扶養者の定義

被保険者の収入などで生活が維持されているご家族は「被扶養者」に該当すると健康保険の給付を受けることができますが、健康保険の「被扶養者」となるためには、生計維持要件の他に健康保険法などで決められている条件を満たす必要があります。

税法上の「扶養親族」や会社規定上の「扶養手当」「家族手当」とは基準が違いますのでご注意ください。

被扶養者認定の原則

被扶養者になることができるのは、国内に住所を有する被保険者本人から見て3親等内の親族で、収入が基準額であり、継続してその生活費の半分以上を被保険者が負担し、生計を維持されている人です。



※配偶者(内縁を含む)・子・孫・兄弟姉妹・父母など直系尊属以外の三親等内の親族(義父母等)、被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子は、被保険者と「同居」が条件となります。同居とは、同一家屋に居住していることをいいます。ただし、同一敷地内であったとしても世帯分離(世帯主が複数いること)していたり、住所表示が違っている場合は、同居と認められません。

※配偶者(内縁を含む)・子・孫・兄弟姉妹・父母など直系尊属が「別居」している場合、生計維持の事実(基準額以上の仕送り)が必要となります。

国内居住

被扶養者は原則として日本国内に居住しており、国内に住所があること条件となります。住所を有するかどうかの判断は、原則として住民票の有無(住民基本台帳に住民登録されているか)によって判断します。

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、国内居住要件の例外として被扶養者になることができます。

被扶養者の収入基準

被扶養者になる人の収入(退職金等の一時的な収入を除くすべての収入)は、年間130万円(60歳以上または障害者の場合は180万円)未満であること。かつ、連続する3カ月の平均収入月額が108,334円(60歳以上または障害者は月額150,000円)未満であることが基準となります。

※給与収入の場合、所得金額ではなく税金控除前の総収入金額(通勤交通費等を含む)で判断します。

※収入の額は直近の収入から将来1年の収入を見込んで判断します。(パート収入等で平均収入月額が基準をオーバーしている場合で、“年間(1月～12月)で基準内に抑える予定”との理由では原則、認められません。)

共働きの場合の扶養

共働き等で同じ家庭に経済的な扶養能力がある人が複数いる場合は、収入や扶養の義務、家庭内の状況などから家計の主体となる人を選び、その人が被扶養者全員を扶養します。家計の主体となる人は、原則として継続して収入が最も多い人になります。

例えば複数の子供がいる場合では、父母で分けて扶養することは健康保険法で認められていないため、父か母のいずれかが子供全員を扶養します。

現況届 記入例

- (1) 印字内容に訂正がある場合、訂正箇所を二重線で抹消・訂正印を押印し、訂正内容を赤でご記入ください。
※住所は「現住所」が記載されています。標準報酬月額を「空欄」のままとしてください。
- (2) 黒のボールペン(消えないペン)で必要事項を記入し、押印(シャチハタ可)の上、ご提出ください。
(訂正する場合、二重線で抹消・訂正印を押印し、訂正内容を黒でご記入ください。)
- ① 税法上の扶養家族で・・・「有」または「無」に○をつけてください。
- ② 職業、学校・学年
・・・現時点の職業「(例)パート、アルバイト、自営業(〇〇講師)、農業、無職など」
※2022年1月1日以降に、入社・退職、開業・廃業をした場合、『備考』欄に「2022.4.1 入社」「2022.3.31 退職」など詳細を記入
学校・学年「(例)大学1年、高校2年、未就学児など」学校名は不要です。
※学生でアルバイトをしている場合は、「大学1年、アルバイト」と記入
- ③ 年金受給者で・・・「有」または「無」に○をつけてください。
年金は、課税・非課税、公的・個人にかかわらず、いずれかの年金を受給している場合、「有」に○
- ④ 年間収入(記入不要の場合)「*****」表示
・・・2008年(平成20年)4月1日以前生まれの方は、以下の年間収入(および月額金額)を記入してください。複数の収入がある場合はそれぞれの金額の合計額、無職の方は0円と記入してください。
- ア. 給与・年金収入の場合
・上段に令和5年度所得証明書の収入金額(所得金額ではありません)、下段に月額金額(※)を記入
※月額金額とは
＜給与収入の場合＞「3ヵ月分の給与明細」の総収入金額(税金等控除前)の合計÷3(円未満切り捨て)を記入
＜年金収入の場合＞公的年金の場合、「年金振込通知書」の年金支払額÷2(円未満切り捨て)、または「年金額改定通知書」の合計年金額(年額)÷12(円未満切り捨て)を記入、個人年金の場合、年金額(年額)÷12(円未満切り捨て)を記入
- イ. 給与・年金以外の収入(自営業・農業等)の場合
・令和4年分確定申告の総収入額(必要経費控除前)を記入、月額金額の記入は不要です。
- ウ. その他収入(失業給付、出産手当金、傷病手当金、雑所得等)の場合
・『備考』欄に内容、受給期間、金額等の詳細を記入(『年間収入』には記入しない。)
・失業給付、出産手当金、傷病手当金は、2022年1月1日以降の受給を記入(扶養認定前の受給は記入しない。)
- 収入が基準(P.2「被扶養者の認定基準」参照)を超えている場合、速やかに各社人事・総務へ連絡してください。
- ⑤ 同居別居の区別・・・被保険者と同居の場合は「同」、別居の場合は「別」に○をつけてください。
※被扶養者が別居している場合、『備考』欄に被扶養者の住所を記入。また、被保険者の単身赴任による別居の場合は、『被保険者 住所』欄に「単身赴任」と記入。

【記入例】

事業所 9999 〇〇〇〇株式会社		健康 太郎 様		氏名 記号・番号 9999-1234 所属 1010101010	
----------------------	--	---------	--	-------------------------------------	--

被保険者	事業所 9999 〇〇〇〇株式会社	記号 9999	フリガナ氏名 ケン ハコ 健保 太郎	性別 男	生年月日 昭和48年 7月 7日	資格取得年月日 平成8年 4月 1日	標準報酬月額 (空欄のまま)	住所 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町123番地
欄	←現住所 ⑤ (単身赴任)							

	フリガナ氏名	性別	認定年月日 生年月日	年齢	続柄	① 有・無	② 職業 学校・学年	③ 有・無	④ 年間収入	⑤ 有・無	備考	健康
被扶養者欄	ケン ハコ 健保 花子	女	令和4年 12月 21日 昭和48年 3月 3日	50	妻	有	無職	有	2,050,340円 なし	有	2022.5.31退職	②
	ケン イロハ 健保 一郎	男	平成15年 1月 1日 平成15年 1月 1日	20	長男	有	大学2年 アルバイト	有	1,101,984円 80,546円/月	有	東京都〇〇区 〇〇1-2-3	⑤
	ケン アサ 健保 朝子	女	平成22年 3月 3日 平成22年 2月 2日	13	二女	有	中学1年	有	*****	有		
	ケン アキ 健保 明子	女	令和1年 6月 1日 昭和28年 4月 4日	70	母	有	無職	有	1,234,567円 102,880円/月	有		④
				年 月 日		有・無		有・無		有・無	同・別	失業給付等受給の場合 失業給付等受給 2022.9.1~11.29 日額3,560円

注 意 必ず、事前に「被扶養者(ご家族)の扶養状況調査について」(通達および健康保険組合ホームページ掲載)をお読みいただき、「現況届 記入例」「提出書類」の注意事項などをご確認の上、この現況届と被扶養者ごとの提出書類(下記は概要説明のみ)を期日までに提出してください。

a. 日本国内に居住の場合・・・住居 ※外国居住の場合は、通達および健康保険組合ホームページ掲載の「国内居住要件の例外となる場合の添付書類」
b. 2008年(平成20年)4月1日以前生まれ・・・令和5年度(令和4年分)の「所得証明書」または「非課税証明書」
※学生(高校生以上)の場合は、上記に加え「在学証明書」または「学生証」(写)を提出のこと。
c. 給与収入あり・・・3ヵ月分(2023年7月~9月支給)の給与明細書(写)
d. 年金収入あり(公的・個人年金)・・・2023年6月1日以降発行の「年金振込通知書」(写)または「年金額改定通知書」(写)、支払通知(写)など
e. 給与・年金以外の収入あり・・・令和4年分の「確定申告書(控)一式」(写) ※第一表、第二表、収支内訳書等を含む申告書の提出書類すべて
f. 別居の家族(被保険者の単身赴任、学生は除く)・・・3ヵ月分(2023年7月~9月)の仕送り証明書類(現金手渡しは不可)
g. 「この現況届に子供の印字あり」かつ「この現況届に配偶者の印字なし(※の住民票に配偶者が記載されている場合のみ)」・・・夫婦共同扶養調査票

サーラグループ健康保険組合
〒441-8028
愛知県豊橋市立花町5-7番地
TEL 0532-32-4872
NO: 0000001#

提出書類

(1)健康保険被扶養者現況届

現況届が配付された方は、**全員**ご提出ください。(必ず P.3「現況届 記入例」を確認の上、ご記入ください。)

(2)必要書類(事実を証する書面)

現況届に印字されている被扶養者(ご家族)ごとに、下記a. ～g. の状況確認を行い、**それぞれ必要書類**をご提出ください。

	被扶養者の状況等	回答	必要書類名	注意事項	入手先
a.	日本国内に住所を有していますか？	はい	「住民票」 ※住民票が同一世帯の場合、被扶養者ごとではなく1通のみ提出。住民票が別世帯の場合は、それぞれ提出。	・世帯全員記載かつ続柄、世帯主が確認できるもの(個人番号は記載なし) ・8/1以降に取得したもの	(現在、住民登録のある)市区町村
		いいえ	『健康保険組合ホームページ』⇒「被扶養者の認定について」⇒「国内居住要件の例外となる場合と添付書類」をご確認ください。	—	—
b.	2008年(平成20年)4月1日以前生まれ(義務教育修了者)ですか？	はい	令和5年度(令和4年1月～12月分の収入・所得)の「所得証明書」または「非課税証明書」 ☆学生(高校、大学、大学院、専門学校、予備校等)の場合は、上記に加え、「在学証明書」または「学生証」(写)をご提出ください。	・無職、無収入の場合でも、収入がないことを証明するために必要 ・8/1以降に取得したもの ・「在学証明書」の場合、8/1以降に取得した原本 ・「学生証」(写)の場合、有効期限が確認できるもの	(2023.1.1時点で住民登録のある)市区町村 就学先
		いいえ	—	—	—
c.	現在、給与収入はありますか？	はい	3ヵ月分(2023年7月～9月支給)の「給与明細書」(写) ※紛失等で提出できない場合は、勤務先にて「給与支払証明書(注1)」に3ヵ月分の証明を受けてください。	・氏名、会社名、支給月、総支給額が確認できるもの (注1)『通達』または『健康保険組合ホームページ』-「お知らせ(扶養状況調査)」より印刷	勤務先
		いいえ	—	—	—
d.	現在、年金収入はありますか？(国民、厚生、障害、遺族、共済、企業、個人等受給しているすべての年金)	はい	2023年6月1日以降発行の ・公的年金は、「年金振込通知書」(写)または「年金額改定通知書」(写)、 ・個人年金などは、支払通知(写)など	・受給者氏名、年金支払額が確認できるもの	日本年金機構他
		いいえ	—	—	—
e.	給与・年金以外の収入はありますか？(自営業、農業、漁業、林業、不動産収入等)	はい	令和4年分の「確定申告書(控)一式」(写)	・第一表、第二表、収支内訳書等を含む申告時の提出書類すべて ・税務署の受付印(e-Taxの場合受付通知)があるもの	税務署
		いいえ	—	—	—
f.	被保険者(本人)と同居していますか？	はい	—	—	—
		いいえ	3ヵ月分(2023年7月～9月)の仕送りを証明する書類(「銀行振込」(写)等) ※被保険者の単身赴任による別居、学生で進学による別居は除く。	・仕送り元・仕送り先・金額が確認できるもの ・現金手渡しは不可	金融機関
g.	【夫婦共同扶養調査】『現況届』に「子供の印字あり」かつ「配偶者の印字なし」ですか？	はい	「夫婦共同扶養調査票(注2)」 ※子供を夫婦が共同して扶養している(共働き等)場合、被保険者と配偶者の収入が多い方の被扶養者とすることが原則となります。これらを確認するための調査となります。 ※配偶者がいない方は提出不要です。	・「夫婦共同扶養調査票」に記載の必要書類の添付をお願いします。 (注2)『通達』または『健康保険組合ホームページ』-「お知らせ(扶養状況調査)」より印刷	[添付資料] (2023.1.1時点で住民登録のある)市区町村、 税務署
		いいえ	—	—	—

●必要書類の取得にかかる費用は、全額自己負担となります。

●被扶養者の資格確認にあたり、適否の判断がつかない場合は、別途証明書類等をご提出いただくことがあります。